



I. 7月1日から「全国安全週間」が始まります

7月1日から7月7日は労働災害防止に取り組む「全国安全週間」です。全国で休業4日以上死傷災害は3年連続で増加しています。これを機会に、今一度安全意識を高め、職場の総点検をしたり、訓練を行ったりして、安全衛生管理を一層推進していきましょう。

II. もし労働災害がおきてしまったら・・・

労災指定病院にかかりましょう。「療養補償給付たる療養の給付請求書(5号)」を労災指定病院に提出すれば治療費を支払う必要がありません。指定病院でない場合は、一旦費用を全額立て替えて後から労働基準監督署に請求をします。労災指定病院はインターネットで厚生労働省の「労災保険指定医療機関検索」から、名称・所在地・診療科目で検索が可能です。

・労働災害により会社を休んだ場合、最初の3日間については、1日につき平均賃金(1)の60%を会社が補償することが義務付けられています。

・休業4日目からは休業補償給付が受けられます。有休を利用した場合は、その日について休業補償は受けられません。ただし休業補償給付でもらえる金額は原則1日当たり平均賃金の80%です。有休を取得して丸1日分給与をもらうか、欠勤扱いとして休業補償給付を受給するか、労働者の希望を聞いて決めるようにしましょう。

(1) 事故発生日の直前の賃金締日から遡った3か月間にその労働者に支払われた金額の総額を、その期間の暦日数で割った、一日当たりの賃金額。

III. 有給休暇の取得状況の確認

2019年4月から有給休暇の取得義務化がスタートしました。まだ対応できていない場合、計画的付与制度を活用する方法をご案内します。

計画的付与制度とは前もって指定した日を有給休暇日と設定することです。

8月のお盆休みに有給休暇の計画的付与をプラスして連休にしてみたいはいかがでしょうか。

2019年 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24

【例】 8/10～8/15までのお盆休みに **8/16**

を一斉有休取得日として加え、8/10～8/18

までの連休にします。

パートタイム労働者についても労働日数と時間に応じてそれぞれに有給休暇の付与日数が異なります。計画的付与制度を導入する場合は注意が必要です。

👉 TKCシステムのPX(給与計算システム)での有給管理が開始しました!

有休の残日数の把握や管理簿の印刷等、給与計算にプラスして活用できる機能が増えました。ぜひ導入をご検討ください。

IV. 手続きはお済みですか？

7月10日(水)まで **労働保険の年度更新手続き** 労働基準監督署へ

静岡労働局より緑色の封筒に入って申請書類が届いていますので、ご確認ください。

<労働保険の年度更新とは？>

労働保険料は、新年度分について概算で申告・納付し、同時に前年度分の確定額を申告して過不足を精算します。

毎年6月1日から7月10日までの間に申告書を作成して提出します。

7月10日(水)まで **算定基礎届** 年金事務所へ

年金機構より茶色の封筒に入って届出書が届いていますので、ご確認ください。

<算定基礎届とは？>

7月1日現在のすべての被保険者(70歳以上被用者含む)を対象に、4・5・6月に支給された報酬を記入します。

7月1日から7月10日までの間に提出します。算定基礎届により各被保険者の等級が決定し、9月に改定します。

夏季賞与を支給したら **賞与支払届** 年金事務所へ

<賞与支払届とは？>

賞与の支給日から5日以内に被保険者ごとの賞与額を届け出ます。本人負担の保険料は賞与額(1,000円未満切り捨て)に健康保険料率(4.875%)・介護保険料率 40歳以上65歳未満のみ(0.865%)・厚生年金保険料率(9.15%)を乗じて算出されます。子育て拠出金(0.34%)も会社負担で月々の保険料と同率で賞与総額に乗じて請求されます。

V. 熱中症対策 ~夏本番を迎え、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります~

<作業時に心がけておきたいこと>

- ・日中の気温の高い時間帯を外す
- ・作業前・作業中の水分補給とこまめな休憩
- ・熱中症予防グッズ(帽子や吸汗速乾性素材の衣服、屋内ではスポットクーラーなど)を活用
- ・単独作業を避け、声かけを行うなど定期的に異常がないか確認

<熱中症は特徴的な症状がなく、暑い環境下での体調不良は全て熱中症の可能性あり!>

